

魚津市告示第100号

パートタイム会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間について  
魚津市会計年度任用職員の勤務時間に関する規程（令和2年魚津市訓令第4号）第3条に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間は、別表に定めるとおりとする。

令和2年9月1日

魚津市長 村椿 晃

パートタイム会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間

(別表)

職種		勤務開始及び休憩時間		
		勤務開始	勤務終了	休憩
行政職	一般事務職員	9時	15時45分	12時～13時
	地域おこし協力隊	9時	17時	12時～13時
	地域振興事務員(公民館書記)	9時30分	16時15分	12時～13時
	地域振興事務員(公民館指導員)	9時30分	16時15分	12時～13時
	地域振興事務員(公民館主事)	8時30分から22時のうち、2時間以内		なし
	地域振興事務補助員	8時30分	17時15分	12時～13時
	納税推進員	9時	16時	12時～13時
	消費生活相談員	8時30分	17時15分	12時～13時
	就労支援員	8時30分	17時15分	12時～13時
福祉職	介護認定調査員	8時30分	17時15分	12時～13時
	家庭児童相談員	8時30分	17時15分	12時～13時
	母子・父子自立支援員	8時30分	17時15分	12時～13時
	子育て支援コーディネーター	8時30分	16時45分	12時～13時
	保育士	9時	15時30分	45分間
	放課後児童支援員	14時(学期中) 8時(学校休暇中)	18時	6時間を超える勤務の場合、45分以上
	放課後児童補助員	14時(学期中) 8時(学校休暇中)	18時	6時間を超える勤務の場合、45分以上
	看護師	9時	15時45分	12時～13時
	保健師	9時	15時45分	12時～13時
	助産師	8時30分	17時15分	12時～13時
	管理栄養士	9時	16時	12時～13時
栄養士	9時	15時45分	12時～13時	
教育職	幼稚園教諭	8時30分	16時30分	12時～13時
単純労務職	事務補助員	9時	14時30分	12時～13時
	施設管理職員(夜間等)	17時	22時、12～2月は21時	なし

※勤務の特殊性その他の理由により、この表により難しいパートタイム会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間は、任命権者が別に定める。